

会議録（会議要旨）

1 附属機関の名称

犬山市多文化共生推進会議

2 会議名

令和7年度 第3回犬山市多文化共生推進会議

3 開催日時

令和8年3月24日（火）午後6時30分から午後9時まで

4 開催場所

市役所 202・203 会議室

5 出席した者の氏名

- (1) 構成員 宮島良子、加藤エジナ、奥村英俊、松本里美、土井佳彦、
神田すみれ、後藤栄吉（順不同・敬称略）
- (2) 執行機関 小笠原多様性社会推進課長、大谷多様性社会推進課長補佐、
日比野多様性社会推進課主査、大島多文化共生推進員

6 次第

- (1) あいさつ
- (2) 報告事項
 - ①多文化交流マルシェ
 - ②多文化共生推進員企画事業（多文化交流スポーツイベント）
 - ③多言語窓口通訳システム
 - ④多文化共生事業
 - ⑤日本語教室開催業務
- (3) 議事
 - ①令和8年度多文化共生事業の事業内容の変更について
- (4) 事務連絡

7 傍聴人

なし

【配布資料】

①次第

②資料 1 多文化交流マルシェについて

③資料 2 多文化交流スポーツイベントについて

④資料 3 多言語窓口電話通訳システムについて

⑤資料 3－1 通訳依頼カードの設置

⑥資料 4 令和8年度多文化共生事業の事業内容の変更について

参考資料 外国人国籍地域別人員集計表

8 内容

本会議録は発言の要旨を整理したものです。

宮島会長あいさつ

先日のスポーツイベントに名古屋経済大学の学生が参加し、良好な交流が生まれた。一方で、近年の国の動向を見ると、外国人住民にとって厳しい制度変更が進んでいる状況。今後、相談内容は形を変えながら増加することが見込まれるため、外国人市民が安心して生活できる環境づくりに向け、「考えている人がいる」という発信だけでなく、実際の行動が重要である。また、本会議においても委員からの多様な意見を踏まえ、事業が発展し、良い形で波及していくことを期待する。

会議の成立および公開について

本日の会議は、委員9名中7名が出席しており、会議規則に基づき成立していることが報告された。また、本会議は公開とし、後日、市ホームページにて資料および会議録を公開する予定である。

会議録については、会長が指名する2名以上の委員による署名を行うこととされ、名簿順に基づき署名人の指名が行われた（神田委員、土井委員）。

報告事項① 多文化交流マルシェ

令和7年11月23日に開催され、天候にも恵まれ、来場者は約600人と推計される盛況なイベントとなった。

目的

- ・外国人経営店舗の認知向上
- ・外国人市民と日本人市民の交流機会の創出
- ・外国人市民の社会参画の促進

実施内容・特徴

出店者については、公募ではなく、地域イベントへの参加が難しい層への支援を重視し、個別に声かけを実施した。新規参加者も一定数あり、交流の裾野拡大につながった。また、外国人無料相談窓口の出張版を設置したが、相談はなかった。一方で、制度自体の認知向上には一定の効果があった。

評価・成果

- ・ 出店条件を緩やかに設定したことで参加しやすい環境を構築
- ・ 飲食ブースは売上が好調で、早期完売する店舗もあった
- ・ 民芸品出店者からは、商品ニーズの把握につながったとの声があった

課題

- ・ 出店者選定における公平性の確保
- ・ ベトナム人来場者が少なかった点（ベトナム料理店が出店しなかったことが影響していると考えられる）
- ・ 来場者属性の把握が困難（外見では判別できないため）

今後の方向性

以下の3案が検討中

- ・ 現行形態で継続（新規参加者支援を重視）
- ・ 民間団体への委託開催（運営主体の自立性が課題）
- ・ マルシェ自体は実施せず、既存イベントへの出店支援へ転換

最終方針は次年度初回会議で提示予定。

主な意見・提案

- ・ 無料相談の出張窓口はその場での相談利用はなかったが、「こうした制度がある」との認知向上には一定の効果があった。特にブラジル・ペルー出身者との接点が多かった。（神田委員）
- ・ マルシェを委託運営にする場合、市が関与することが懸念となるかどうか指摘された。（土井委員）
- ・ 子ども向け企画が不足していたため充実が必要。（松本委員）

報告事項② 多文化交流スポーツイベント

令和8年3月8日に開催。寒冷かつ強風の中であったが、大きな事故なく終了した。参加者は約250名。

実施概要

午前：小学生以下対象

午後：中学生以上対象

成果

- ・ 子ども同士の交流が進み、スポーツ少年団への関心向上が見られた
- ・ 8か国以上の参加があり、多国籍交流が実現

- ・外国人参加者にとって、市長との交流が大きな動機付けとなった

課題

- ・外国人児童の参加が少なかった（保護者の関与が鍵）
- ・試合形式への要望（トーナメント化等）
- ・大会参加に必要な審判対応や日本語理解のハードル
- ・申込締切後の参加希望者への対応

運営面

サッカー協会へ審判・試合運営を委託。今後も種目ごとに専門団体と連携する方針。

今後の展望

- ・競技種目の検討（サッカー以外も含む）
- ・地域スポーツ団体との連携強化
- ・飛び入り参加など柔軟な運営方法の検討

質疑・提案

- ・国別人数は、参加者が多い順に記載されているのか。（宮島会長）→順不同。最多はブラジル、次いでペルーやネパールなど。ブラジルはチーム参加が多く、ネパールも約20名規模で参加。
- ・委託について、どのような考えか。（奥村委員）→専門性を重視し、審判や試合運をサッカー協会へ委託。今後も競技ごとに適切な団体へ運営協力（委託）を検討。競技はサッカー以外（バレーなど）も含め今後検討中。
- ・飲食（屋台・キッチンカー）は交流面で有効な手段として検討余地あり。（土井委員）→施設のルール上、屋台やキッチンカーを呼ぶのは難しい。

報告事項③ 多言語窓口電話通訳システム

本システムは令和7年度5月より運用を開始し、外国人市民への窓口対応強化を目的として導入されたものである。

1 利用状況（言語別）

利用件数はスペイン語およびポルトガル語が突出して多く、全体としても増加傾向が見られた。これは南米系住民の多さに加え、日頃から多文化共生推進員や窓口通訳者による周知が進んだ結果、「日本語ができなくても相談できる」という認識が浸透してきたことによるものと考えられる。また、アラビア語、ベンガル語、タイ語等の少数言語についても一定の利用があり、人口規模にか

かわらず多様な言語ニーズが存在することが確認された。

2 利用状況（発信部署別）

発信部署別では、市民課、保険年金課、福祉課の利用が多く、これらで全体の約6割を占めている。背景として、転入・転出時のワンストップ窓口制度により、生活の入口・出口に関わる手続きが集中すること、また福祉分野においては言語理解不足が生活上の重大な不利益やリスクに直結することが挙げられた。さらに、税務・福祉・生活支援等の分野では、問題を放置すると差押えや生活困窮につながる可能性があり、電話通訳の導入により相談機会が確保されたことは大きな成果と評価できる。

3 制度導入の効果

従来は言語の壁により相談に至らなかったケースにおいても、本システムの導入により相談へのアクセスが可能となり、不利益の未然防止につながっていると認識している。また、これまで対応が困難であった部署（都市計画、土木、総務等）においても利用が見られ、対応可能な言語の拡大という点でも効果が確認された。さらに、訪問業務においても携帯電話を用いた通訳対応が可能となり、現場での説明や相談対応の質が向上した。

4 通訳依頼カードの導入

前回会議での提案を受け、通訳依頼カードを作成し運用を開始した。本カードを提示することで職員が電話通訳を利用する仕組みとしたものである。導入後、総合案内を中心に活用が進んでおり、職員・来庁者双方にとって分かりやすく、利用促進に寄与している。

5 質疑

- ・2月にカード設置後、電話通訳の利用件数は。（神田委員）→因果関係は未検証ながら、利用件数は増加している。
- ・言語別にコーディネーターとあるのは何か。→通訳に繋がらずに終話したものの。コーディネーター通話の件数は実態を正確に反映していない可能性あり（途中切断・同一人物の複数回発信などが含まれる）。スマホの無料通話時間制限により、接続前に切れるケースもある。
- ・電話回線以外（オンライン通話・SNS等）の導入も有効。一部自治体ではSNSやオンライン通話を活用した事例あり。ただし完全に電話を使わない三者通訳の仕組みはまだ限定的。（土井委員）→行政単独での新たな仕組み構築はハードルが高い。

6 補足（人的対応との関係）

スペイン語・ポルトガル語については、対面通訳者の配置も行われており、年間 350～400 件程度の対応実績がある。電話通訳はこれを補完する形で、多言語対応の幅を広げる役割を担っている。

報告事項④ 多文化共生事業（委託）

本事業は、外国にルーツを持つ子どもとその保護者への支援を中心に、日本語学習支援および地域との関係形成を目的として実施されている。

1 事業概要

本年度は主に以下の事業を実施した。

- ① 外国にルーツを持つ子どもの保護者向け日本語教室（みんなの日曜塾）
- ② 小学校入学前支援（プレスクール）
- ③ 乳幼児期の日本語・子育て支援（親子サロン）
- ④ 子ども日本語サポーター養成講座

2 各事業の実施状況

（1）みんなの日曜塾

実施期間：4月～3月（日曜日）

実施回数：全 45 回

対象：外国にルーツを持つ子どもの保護者等

内容：生活日本語の習得、日本語能力試験対策等

毎回テーマを設定し、生活に即した日本語学習を実施。後半には体験活動（料理、防災等）も取り入れている。参加者は複数国（ブラジル、ペルー、ベトナム、中国、フィリピン等）にわたり、1回あたり 10 名前後で推移している。一方、保護者の就労状況（共働き・夜勤等）により、継続的な参加が難しいという課題がある。

（2）プレスクール（就学前支援）

実施回数：10 回

対象：小学校入学前の子どもと保護者

日本語習得に加え、小学校生活への適応支援を実施。読み書き、生活習慣、集団行動等を学ぶ内容とした。また、小学校教員を招き、日本の学校制度や生活について直接説明する機会を設け、保護者の不安軽減につなげている。参加者数は過去と比較して少なく、周知方法や参加促進策の見直しが課題となってい

る。

(3) 親子サロン（乳幼児支援）

実施回数：10回

対象：就学前の親子

子育て支援と交流を目的とし、料理、読み聞かせ、遊び等を通じた活動を実施。外国人同士および地域住民との交流の場として機能しており、信頼関係の構築や生活相談につながるケースも見られる。

(4) 子ども日本語サポーター養成講座

実施回数：全7回

内容：講義、グループワーク、教材作成等

外国にルーツを持つ子どもの支援者育成を目的に実施。参加者は最大20名程度で推移したが、全回参加者は限定的であった。講座内容については有意義との評価がある一方、参加負担の大きさが課題として挙げられた。

3 成果

- ・保護者および子どもとの継続的な関係構築が進んでいる
- ・学校との連携が進展（教員参加・情報共有）
- ・日本語学習の場にとどまらず、地域交流の拠点として機能し始めている
- ・生活相談や課題の早期把握・支援につながっている

4 課題

- ・参加者の継続的確保（特に保護者）
- ・就労状況に配慮した柔軟な参加形態の検討
- ・日本人住民との交流促進
- ・サポーター養成講座の参加しやすい仕組みづくり（オンライン活用等）
- ・日本生まれの外国ルーツ児童への支援のあり方

5 質疑、提案

- ・学校や地域、社協との連携が徐々に強化されている。教員や社協職員が現場に足を運ぶなど、他地域ではあまり見られない協力体制である。（神田委員）
- ・校長先生や教員が来られる曜日は。業務で来ているのか、ボランティアで来ているのか。（奥村委員）→日曜日。教育委員会にも話を通してのことなので、業務で来ていると推測される。
- ・プレスクールの参加者が少ないということだが、延べ人数ではなく具体的な人数は。また、支援者の不足感は。（土井委員）→対象者20人のうち、8人の

参加だった。今までは集まってもらっていたが、こちらから子ども未来園に向向くという方法も検討したい。支援者は足りないというわけではないが、有資格者が不足している。

・研修については、全員一律参加ではなく、役割に応じた参加内容の調整をして、オンデマンドやハイブリッド形式の導入で参加しやすさ向上を検討してはどうか。（土井委員）

報告事項⑤ 日本語教室開催業務（委託）

① 参加状況

参加者数は増加傾向（R7 年度：672 人）

コロナ前よりも多様な目的の学習者が増加

以前：企業関係者中心（N3・N4 受験目的）

現在：生活者・趣味・自己研鑽など幅広い

② クラス構成と特徴（全体としてレベル・目的の幅が広がり運営が複雑化）

にじクラス：初級・対話中心、学習者増加傾向

つぼみクラス：小グループで目的別学習、個別ニーズ対応型

ほしクラス：N4 対策（企業関係者が多い）

つきクラス：N3 レベルだが目的は多様化

③ 学習者の多様化

・高度な内容（例：わびさびの説明）を求める学習者も出現

・個別ニーズ（論文・言語表現など）への対応が必要

④ 国籍・属性の変化

・国籍は多様（R7 はさらに拡大）

・技能実習・定住者・永住者の増加

・「生活者としての再学習ニーズ」が拡大

⑤ 参加経路

・家族・友人紹介が多数

・市役所、チラシ、ハローワーク経由も一定数存在

⑥ 運営上の課題

・レベル・目的の多様化により調整が困難

・支援者の負担増大

・対応範囲（どこまで受け入れるか）の悩み

⑦ 改善・取り組み

- ・ 支援者間の情報共有・勉強会実施
- ・ クラス運営方法の見直し（特ににじクラス）
- ・ 外部専門家（日本語コーディネーター）活用
- ・ 教材や指導方法を試行錯誤しながら継続運営

質疑、意見

- ・ 日本人向け国語教育と外国人向け日本語教育は別物。会話・実用性重視と段階的な習得プロセスの視点、教材・指導法の体系化が必要。（後藤委員）
- ・ 学校では、国の方針として日本語教師の正規職員化の動きあり。ただし人材確保が課題（土井委員）
- ・ 在留資格に関して制度変更がある。日本語能力要件が強化傾向で、経営管理ビザ、永住申請はN2以上が要件とされる見込み。（土井委員）→中上級ニーズの増加が見込まれるが、現行教室では対応困難。
- ・ 長期在住者でも日本語力不足のケース多数。制度変更により不安・混乱が起きている。帰国検討者も見られる。（神田委員）

議事：調整事業の事業内容変更

① 変更の経緯

前回会議で承認を得た令和8年度の多文化共生事業について、その後変更が発生したため再提示するもの。

② 年度ごとの整理

●令和6年度

外国ルーツの子ども向け日本語学習支援

週1回（木曜・放課後）

所管：多様性社会推進課

●令和7年度

「子どもの生活・学習支援事業」に拡充

週5日（月～金）

所管：子育て支援課

●令和8年度

内容は令和7年度をそのまま維持

所管：多様性社会推進課

③ 変更理由

支援対象の多くが外国ルーツの子どもであり、困難の主因が言語の壁によるもの。よって多文化共生事業として実施する方が効果的と判断した。

④ 実施体制

実施団体：シェイクハンズ（予定）

内容：放課後の生活・学習支援

利用者側の変化：なし

⑤ 質疑

Q：なぜ所管変更？

A：外国ルーツの子どもが多いことから、多文化共生所管側の方が実施団体と連携しやすい。

⑦ 結論

異議なしで了承

(午後 9 時終了)